



JASDAQ

平成 26 年 12 月 15 日

各 位

上場会社名 株式会社ビーエスピー
代表者 代表取締役 竹藤 浩樹
社長執行役員
(コード:3800、東証ジャスダック市場)
開示責任者 取締役 秋山 幸廣
常務執行役員
(TEL 03-5463-6384)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 2 月 20 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成 27 年 4 月 1 日付けにて、連結子会社である株式会社ビーコン インフォメーションテクノロジー（以下、ビーコン IT）と合併いたします。

本合併に伴い、以下のとおり定款の一部を変更いたします。

- (1) 本合併を成長に向けた新たな出発と捉え、価値創造に向けた姿勢を表明するため、変更案第 1 条（商号）において、商号の変更を行うものです。
- (2) 本合併に伴い、両社事業の目的事項の整合を図るため、変更案第 2 条（目的）において、「情報システムの計画、開発、作成、保守に関する設計技術者の派遣」を追加いたします。
- (3) 経営環境の変化に対応した経営体制を機動的に構築するとともに、取締役の経営責任をより明確にするため、変更案第 23 条（取締役の任期）において、取締役の任期を 1 年とするものです。
- (4) 役付取締役（副社長以下）と役付執行役員との整合性を図るため、変更案第 24 条（代表取締役および役付取締役）を変更いたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

なお、現行定款のうち、変更のない条文は省略しております。

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 平成 27 年 2 月 20 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 2 月 20 日（金曜日）

※定款第 23 条（任期）および第 24 条（代表取締役および役付取締役）の変更については、平成 27 年 2 月 20 日開催予定の臨時株主総会での承認後に効力発生いたします。

また、定款第 1 条（商号）の変更および第 2 条（目的）の追加につきましては、平成 27 年 4 月 1 日を効力発生日といたします。

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 会社は、<u>株式会社ビーエスピー</u>と称し英文では、<u>BSP Incorporated</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目的) (1)～(6) (条文記載省略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(7) 経営合理化及び情報システムに関する書籍の出版ならびに販売及び教育事業</u> <u>(8) 前各号に掲げた物品の割賦販売及び金融業務</u> <u>(9) 前各号に関連する業務</u></p> <p>第3条～第22条 (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第23条 (任期) 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p> <p>第24条 (代表取締役および役付取締役) (条文記載省略) 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>第25条～第53条 (条文記載省略)</p> <p>附則 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 会社は、<u>株式会社ユニリタ</u>と称し英文では、<u>UNIRITA Inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目的) (1)～(6) (現行のとおり) <u>(7) 情報システムの計画、開発、作成、保守に関する設計技術者の派遣</u> <u>(8) 経営合理化及び情報システムに関する書籍の出版ならびに販売及び教育事業</u> <u>(9) 前各号に掲げた物品の割賦販売及び金融業務</u> <u>(10) 前各号に関連する業務</u></p> <p>第3条～第22条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第23条 (任期) 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p> <p>第24条 (代表取締役および役付取締役) (現行のとおり) 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</p> <p>第25条～第53条 (現行のとおり)</p> <p>附則 <u>第1条および第2条の変更は、平成27年4月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日経過後、自動的に削除されるものとする。</u> <u>2 第23条の規定にかかわらず、平成26年6月18日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、第33期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)にかかると定時株主総会終結の時までとする。本附則は、当該期間経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>

以上